

障害者施策の見直しに係る国の動向について

年 次	内 容
平成21年 2月 3月 9月 12月	旧与党・障害者自立支援法の抜本見直しの基本方針 障害者自立支援法等の一部改正法案提出 →同年7月、衆議院解散に伴い廃案 連立政権合意 ○障害者自立支援法の廃止を明言 ○制度の谷間がなく応能負担を原則とする総合法を創設 障がい者制度改革推進本部設置（内閣府）
平成22年 1月 4月 4月 5月 6月 11月 12月	障がい者制度改革推進会議（内閣府）第1回開催 非課税以下無料措置 総合福祉部会（厚労省）第1回開催 障害者自立支援法等の一部改正法案提出 →成立直前に首相辞任により本会議流会・廃案 障がい者制度改革推進本部（基本方針を閣議決定） ・障害者総合福祉法創設、障害者基本法の一部改正、障害者差別禁止法 障害者自立支援法等の一部改正法案提出 障害者自立支援法等の一部改正法 可決成立 →障害福祉施策を見直すまでの間における法改正であることを明記（つなぎ法） （利用者負担の見直し（応能負担を原則等） ・障害者の範囲の見直し（発達障害を対象） ・相談支援の充実 ・障害児支援の強化 ・地域における自立した生活のための支援の充実 など）
平成23年 7月 8月 9月	障害者基本法の一部改正 可決成立 第18回総合福祉部会 ・障害者総合福祉法に関する骨格提言 第35回障がい者制度改革推進会議 ・総合福祉部会の提言について
平成24年 2月 2月 2月 3月12日 3月13日	第19回総合福祉部会 ・骨格提言への対応 ・厚生労働省案提示 →理念・目的・名称の見直し、対象者の拡大（難病の方）、障害程度区分の見直し（施行後5年）、グループホーム・ケアホームの一元化など。 厚生労働部門会議 ・法案の名称を「障害者生活総合支援法」とすること決定 民主党障がい者ワーキングチーム （名称を「障害者生活総合支援法」から「障害者総合支援法」に改める ・「障害程度区分」の見直しを施行後3年に前倒し ・目的・理念の見直し ・対象者の拡大（難病の方） ・グループホーム・ケアホームの一元化） 第4回障がい者制度改革推進本部 「障害者総合支援法案」を閣議決定（一部を除き平成25年4月施行） （「障害者自立支援法」から「障害者総合支援法」へ ・障害者の範囲の拡大（難病等加える） ・重度訪問介護の対象拡大 ・グループホーム・ケアホームの一元化 など）